

## 令和6年7月25日からの大雨について（第4報）

### 1 厚生労働省における対応

- (1) 7/25 11:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

### 2 医療関係

- (1) 医療関係全般（7月26日13時00分時点）

7月 24日	秋田県	EMIS 警戒モードに切り替え。
7月 25日	山形県	EMIS 警戒モードに切り替え。
7月 25日	岩手県	EMIS 警戒モードに切り替え。
7月 25日	青森県	EMIS 警戒モードに切り替え。
7月 25日	新潟県	EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 7月26日 EMIS 警戒モード解除

- (2) 医療施設の被害状況（7月26日13時00分時点）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- (3) DMATの活動状況（7月26日13時00分時点）

東北ブロック、新潟県のDMATに対して、自動待機基準が適応され、各地で待機していたが、解除となった。

#### <各地のDMAT活動>

山形県 活動総数 1 隊

7/26 被災地にて救助活動 1 隊活動

⇒ 救助活動終了（7/26）

- (4) DPATの活動状況（7月26日 13時00分時点）

全国のDPAT先遣隊へ待機要請解除を行った。

- (5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### 3 社会福祉施設等関係

秋田県及び山形県に対し、社会福祉施設等の被害状況等を確認するとともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼（7/25）

#### (1) 高齢者関係施設の被害状況

山形県新庄市において1施設に床上浸水あり。（7/26）

上記被害があった施設において、人的被害なし。（7/26）

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
山形県	1	1	1	1	-	-	-	-
しんじょうし 新庄市	1	1	1	1	-	-	-	-
合計	1	1	1	1	-	-	-	-

#### (2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### 4 保健・衛生関係

#### (1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（7/25）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

#### (2) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/25）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/25）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

#### (3) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した（7/25）。

※「令和6年7月25日からの大雨による災害に係る感染症予防対策等について」

(令和6年7月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

#### (4) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出(7/25)。

※「【事務連絡】令和6年7月25日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和6年7月25日付け関係課連名事務連絡)

#### (5) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、大雨の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼(7/25)。

引き続き情報収集に努める。

### 5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

#### (1) 薬局、薬剤師

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼した。(7/25)

・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。(7/26)

市町村名	被害 件数	被害状況別内訳				営業状況
		浸水等	断水	停電	その他	営業不可数
山形県	4	4	-	-	-	3
酒田市	2	2	-	-	-	2
遊佐町	1	1	-	-	-	-
戸沢村	1	1	-	-	-	1
合計	4	4	-	-	-	3

#### (2) 輸血用血液製剤の供給

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

#### (3) 毒物劇物

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合

には報告するよう依頼した。現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。(7/25)

(4) その他

## 6 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。

(7/25 秋田県、山形県)

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請 (7/25)

## 7 労働基準関係

(1) 労働基準関係の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営 について指示 (7/25)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について (令和6年7月25日からの大雨による災害)」)

- ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

## 8 医療保険関係

○被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請 (7/25)。

※「令和6年7月25日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和6年7月25日付け保険局医療課事務連絡)を送付 (7/25)

○全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある

被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年7月25日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/25）。

○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和6年7月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/25）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和6年7月25日からの大雨災害にかかる後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和6年7月25日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/25）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（7/25）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/25）。

※「令和6年7月25日からの大雨災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和6年7月25日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/25）。

## 9 介護保険関係

### (1) 被災した要介護高齢者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/25秋田県、山形県）。

○当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/25）。

○また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（7/25）。

## (2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

○要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/25）。

## 10 年金関係

○市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を发出するとともに、日本年金機構に対しても指示。（7/25）

○日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を发出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を发出。（7/25）

## 11 消費生活協同組合関係

○国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を发出（7/25）。

以上